

## 1 処分を受けた税理士

氏 名： 渡辺 寛登

登録番号： 第86969号

## 2 処分の内容

令和2年9月7日から10月の税理士業務の停止

## 3 処分の内容となった行為又は事実の概要

### (1) 非税理士に対する名義貸し

被処分者は、税理士でないA及び税理士法人でないB社が、同人及び同社の判断に基づいて作成した複数社の法人税、消費税及び地方消費税並びに複数者の所得税、消費税及び地方消費税の確定申告書等に署名押印する等「名義貸し」行為を行った。

### (2) 帳簿作成義務違反

被処分者は、税理士法第41条に規定されている帳簿を作成していなかった。